

令和2年7月17日
東京海洋大学

新型コロナウイルス感染症に関する海外渡航及び 海外からの受入れへの対応について(第5報)

本学の学生や教職員の海外渡航については、外務省海外安全ホームページの危険情報をもとに「海外渡航安全ガイドブック」において、レベル毎に内容を定めている。

先日通知した3月25日、3月30日及び6月11日付の通知内容について、引き続き、当分の間、海外渡航を禁止することとし、内容等については以下のとおり定めることとする。

1. 海外出張・研修・留学・派遣について

(1) 海外出張・研修について

原則として、海外の出張・研修を禁止する。ただし、理由書を提出し、承認された場合は認めることとする。手続きは別紙のとおり。

(2) 海外への留学・派遣について

留学・派遣事業は実施しない。ただし、今後、外務省海外安全ホームページにおける派遣先国の危険レベル1以下に低下した際には、派遣先国における日本からの入国制限等の状況を踏まえ、改めて派遣の可否を判断する。

(3) 既に渡航している場合

現地滞在中に新型コロナウイルス感染症に関し何らかの問題等に遭遇した場合、現地の最寄りの在外公館や受入機関等の方針に従う。そのほか、大学の方針や受入機関の判断等により、海外出張・研修、留学・派遣の途中で帰国又は中止を勧告する場合がある。

※なお、感染症危険情報の詳細な情報については、次のホームページで確認すること。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(4) 帰国後の対応について

入管法に基づき、日本に帰国後、14日間の自宅待機をすること。なお、待機場所は、不特定多数の方との接触を避けることが可能な場所であること（共用の施設・設備を有する本学の宿舎・寮は原則として対象外）。なお、待機中は、保健管理センターの指示に従い健康観察を行うこと。

2. 私事渡航について

(1) 教職員の渡航は、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合にはその理由を記した理由書（様式任意）を提出すること。（やむを得ず渡航した場合には上記（4）に準じること）

(2) 学生の渡航は、原則として禁止する。

3. 留学生、外国人研究者の受入れについて

(1) 留学生（正規生）の受入れ

① 4月入学の学生については、個々に対応する。（下記4. 含む）

②上記のうち、10月入学を申し出た大学院生については大学院入試委員会の議を経て研究科代議員会において決定する。

(2) 留学生（非正規生）の受入れ

原則として、4～7月受入れを8月以降の受入れに延期又は受入れの取り消しの調整を行う。また、8～9月に受け入れる場合も、特段の事情がない限り、オンラインによる教育・研究指導を行い、実際の渡日は本学の後期開始時期である10月以降とする。

(3) 外国人研究者の受入れ

原則として、4～7月の受入れを8月以降の受入れに延期又は受入れ取り消しの調整を行う。

(4) (1) から (3) のいずれの場合も、日本政府の入国拒否対象地域に指定されている国・地域から渡日を予定する学生及び外国人研究者については、指定が解除されるまで入国できない。入国拒否対象地域以外の国・地域から渡日させる場合は、受入教員が受入部局長の了解を得るとともに、キャンパス内での二次感染を防止するため、以下の点に留意すること。

①本学教職員・学生による空港への出迎えは行わないこと。

②14日間の待機場所を手配すること(大学側での手配は行わない)。なお、待機場所は、不特定多数の方との接触を避けることが可能な場所であること(共用の施設・設備を有する本学の宿舎・寮は原則として対象外)。

③待機中は、保健管理センターの指示に従い健康観察をさせるとともに、生活面でのフォロー(食料の持ち込み、連絡ツールの設置等)を行うこと(直接の接触は禁ずる)。

4. 渡日、日本への帰国等が学期途中となる留学生・日本人学生への授業の取扱いについて

(1) 入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が4月からの教育活動に参加できない場合においても、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じた学修時間の確保方を講じるなど教育上の配慮を行うことが可能な場合には、当初の予定どおり4月に入学したものとして取り扱う。

(2) 上記において、年間を通じた学修時間の確保方を講じることの可否は各授業担当教員の判断とする。

【連絡先】

海外出張について	(国際協力係：0675)
学生の留学・派遣・私事渡航、留学生の受入れについて	(留学生係：4052)
学生の帰国後の対応について【学生】	(学生生活係：0433)
教職員の私事渡航・帰国後の対応について【教職員】	(服務研修係：0357)
授業の取扱いについて【学部生】	品川地区 (教務係：0394) 越中島地区 (教育支援係)：7312)
授業の取扱いについて【大学院生】	品川地区 (大学院係：0395) 越中島地区 (教育支援係)：7312)

新型コロナウイルス感染症に対応するための海外渡航の承認手続きについて

新型コロナウイルス感染症に対応するため、本学教職員の海外出張及び海外研修（以下、「海外渡航」という。）については、原則として禁止しているものの、下記の手続きを経て、特段の理由があるとして承認を得たものに限り、海外渡航を認めるものとする。

記

1. 海外渡航を申請する者は、所属する部門長等の確認を経て、所属する部局の長に以下の事項を記載した理由書（様式任意）を提出する。
 - (1) 申請者の研究または業務における海外渡航の必要性
 - (2) 海外渡航先の入国時における感染症対策の詳細情報
 - (3) 帰国（日本入国）時における感染症対策の詳細情報
 - (4) 海外渡航先の入国時および帰国（日本入国）時における隔離等による特別休暇中（最大28日間）の教育研究活動等に対する支障の有無
 - (5) 海外渡航先における申請者本人の感染症対策
2. 当該部局長は、前述の事項について確認した場合は、新型コロナウイルス対策本部会議に付議する。
3. 新型コロナウイルス対策本部会議は、提出された理由書をもとに、申請者の海外渡航の可否を審議する。
4. 当該部局長は、申請者に新型コロナウイルス対策本部会議の結果を連絡し、海外渡航が承認された場合にのみ、申請者は本学の海外渡航にかかる所要の手続きを取るものとする。

以上

【参考】本学が定める海外渡航制限（東京海洋大学海外渡航安全ガイドブック抜粋）

外務省海外安全ホームページの危険情報

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。

学生は渡航しない。滞在中の場合は、現地の状況を踏まえ、できるだけ、早く帰国してください。教職員は不要不急の渡航は取り止め、渡航・滞在する場合は、特別な注意を払うとともに、必ず自分の所在を明らかにし、連絡が取れるようにしてください。

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）

学生及び教職員は、渡航しない。滞在中の場合は、原則として帰国又は退避してください。ただし、教職員の場合は、出張目的である調査研究等が、現地の状況をかんがみて必要と旅行命令権者が判断した場合は、渡航・滞在を許可する場合があります。